

○弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則

昭和54年10月26日規則第2号

改正	日付	規則番号
	昭和60年3月26日	規則第1号
	昭和60年12月27日	規則第2号
	昭和63年5月26日	規則第1号
	平成4年3月31日	規則第1号
	平成5年6月28日	規則第2号
	平成15年3月25日	規則第1号
	平成24年11月19日	規則第1号
	平成27年3月25日	規則第1号
	平成27年9月25日	規則第2号
	平成27年11月25日	規則第4号
	平成28年2月24日	規則第1号
	令和2年7月21日	規則第1号
	令和4年1月24日	規則第1号
	令和8年1月21日	規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例（昭和54年弘前地区環境整備事務組合条例第3号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の設置)

第2条 弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）が管理運営するごみ処理施設（以下「処理施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
弘前地区環境整備センター	弘前市大字町田字筒井6番地2
南部清掃工場	弘前市大字小金崎字川原田54番地

(処理施設の利用時間及び休業日)

第3条 処理施設の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

2 処理施設の休業日は、次のとおりとする。

名 称	休 業 日
弘前地区環境整備センター	1 12月31日の正午から翌年1月3日まで
	2 第1日曜日及び第3日曜日
南部清掃工場	1 12月31日の正午から翌年1月3日まで
	2 第2日曜日及び第4日曜日

3 前2項の規定は、管理者が特別の事情があると認めるときは、変更することができる。

(搬入を制限する廃棄物)

第4条 処理施設には、組合を組織する地方公共団体の区域以外において排出された廃棄物を搬入してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、処理施設の業務を困難にするおそれのあるもの
(処理施設の使用許可申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、あらかじめ廃棄物処理施設使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、処分を適切と認めたときは、廃棄物処理施設使用許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付する。

3 前項の許可証の交付を受けた者は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第6条 条例第3条第2項の管理者が特に必要と認めた場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 組合を組織する地方公共団体の長から収集運搬業の許可を受けている者のうち管理者が特に必要と認めた者が搬入する場合

(2) 当日のみ搬入する場合

2 前項第2号による場合には、搬入前に廃棄物搬入届(様式第3号)を提出しなければならない。

(処分手数料の徴収方法)

第7条 条例第4条第1項に規定する一般廃棄物の処分に関し徴収する手数料(以下「処分手数料」という。)は、組合が発行する廃棄物処分券(様式第4号。以下「処分券」という。)を購入して納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、処分手数料を1月ごとに集計し、納入する義務のある者に対し納付する金額を通知するものとする。この場合においては、指定期限内に処分手数料を納付しなければならない。

3 購入済みの処分券が不要になったため、その払戻しを受けようとする者は、廃棄物処分券払戻請求書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(後納の承認申請)

第7条の2 後納(前条第2項の規定により、処分手数料を1月ごとに集計し、納付することをいう。以下同じ。)を希望する者は、廃棄物処分手数料後納申請書(様式第6号)に一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付して管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公的機関等(市町村、県、国等の官公庁その他これらに準ずる団体であつて、現金の取扱いが業務上困難であり、かつ公益性のある事業を行っている団体をいう。)が後納を希望する場合は、当該公的機関等を代表する者が管理者に対し、文書により依頼するものとする。この場合においては、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しの添付は不要とする。

(後納の承認の可否)

第7条の3 管理者は、前条の規定による申請又は依頼があつた場合は、その内容が管理者が別に定める後納を承認する基準に該当するかどうかを審査し、承認の可否を廃棄物処分手数料後納承認通知書(様式第7号)又は廃棄物処分手数料後納不承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(後納の承認取消)

第7条の4 正当な理由なくして指定期限内に後納に係る処分手数料の納付がない場合又は管理者が別に定める後納を取り消す基準に該当する場合は、管理者は、後納の承認を取り消し、及び取消しとなつた日の前日までの当該月の処理量に係る処分手数料を一時に徴収することができる。

2 管理者は、前項の規定により処分手数料の後納を取り消したときは、廃棄物処分手数料後納承認取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。
（処分手数料の減免）

第8条 条例第4条第4項の規定により、処分手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処分手数料減免申請書（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、審査のうえ減免の可否を決定し、減免の申請者に対し廃棄物処分手数料減免決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
（搬入手続）

第9条 処理施設に廃棄物を搬入しようとするときは、許可証等を提示し、検査を受け、及び搬入量の計量を受けなければならない。

2 管理者は、必要に応じて、廃棄物の展開検査をすることができる。
（搬入の停止等）

第10条 管理者は、処理施設の管理上必要と認めるときは、期間を定め、廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。
（許可の取消等）

第11条 管理者は、施設を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 法令、条例又はこの規則に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な申請により許可を受けたとき
- (3) 施設内で危険な行為を行い、又は秩序を乱すなど管理運営上支障があると認められるとき

2 管理者は、前項の規定により許可の取消し又は廃棄物搬入の停止を決定したときは、文書で通知するものとする。
（組合が処分する産業廃棄物）

第12条 条例第5条に規定する産業廃棄物は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、破碎のうえ袋詰め等をして飛散しないようにしたものに限る。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず

2 前項に規定する産業廃棄物を処理施設に搬入するときは、その量が1日につき200キログラムを超えてはならない。
（産業廃棄物の処分及び処分費用）

第13条 産業廃棄物の処分については、第7条から第8条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「処分手数料」とあるのは、「処分費用」と読み替えるものとする。
（許可証の返還）

第14条 許可証の交付を受けた者は、許可証の有効期間が満了したとき又は許可の取消しの処分を受けたときは、直ちに許可証を管理者に返還しなければならない。ただし、廃棄物の収集及び運搬を業としていない者については、この限りでない。
（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条(第11条において準用する場合を含む。)の規定は昭和54年11月1日から、第7条中処分券に係る部分は同年12月1日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合衛生センター管理規則の廃止)

- 2 弘前地区環境整備事務組合衛生センター管理規則(昭和40年弘前地区環境整備事務組合規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和60年3月26日規則第1号)

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年5月26日規則第1号)

- 1 この規則は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に購入済みの改正前の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則の規定に基づく廃棄物処分券は、改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則様式第3号その2の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成4年3月31日規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月28日規則第2号)

この規則は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約(平成5年青森県指令第2531号)の施行の日(8月12日)から施行する。

附 則(平成15年3月25日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に有する改正前の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に発行済みの改正前の規定に基づく廃棄物処分券は、この規則による改正後の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設使用条例施行規則第4条第1項の規定に基づく廃棄物処分券とみなす。

附 則(平成24年11月19日規則第1号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年9月25日規則第2号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年11月25日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項に第3号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合一般廃棄物処理施設管理運営規則の廃止)

2 弘前地区環境整備事務組合一般廃棄物処理施設管理運営規則(昭和54年弘前地区環境整備事務組合規則第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年2月24日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する改正前の弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則の規定による様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年7月21日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年1月24日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の改正の前に発行された処分券の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に有する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和8年1月21日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に有する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第5条第1項関係）

廃棄物処理施設使用許可申請書

年 月 日

弘前地区環境整備事務組合管理者殿

申請者 住 所
 (事業所住所)
 氏 名
 又は事業所名
 代表者氏名
 電話番号

廃棄物の種類		<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ（有害ごみ、危険ごみを含む） <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 容器包装類	
排出者	住 所 (事業所住所)		
	氏 名 又は事業所名	電話番号	
使用車両		車 種	登 録 番 号
搬入期間		年 月 日から 年 月 日まで	
搬入場所		<input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備センター <input type="checkbox"/> 南部清掃工場	
備考 廃棄物の搬入時、飛散防止処置を講ずること。			

※下の欄は記入しないでください。

上記申請を許可・不許可 (理由)	許可 第 号 年 月 日
---------------------	-----------------

様式第2号（第5条第2項関係）

廃棄物処理施設使用許可証

年 月 日

申請者 住 所
 （事業所住所）
 氏 名
 又は事業所名
 代表者氏名
 電話番号

廃棄物の種類		<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ（有害ごみ、危険ごみを含む） <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 容器包装類	
排出者	住 所 （事業所住所）		
	氏 名 又は事業所名	電話番号	
使用車両	車 種	登 録	番 号
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで		
搬入場所	<input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備センター <input type="checkbox"/> 南部清掃工場		
備考1 この許可証は、処理施設に廃棄物を搬入するとき必ず提示すること。 2 廃棄物の搬入時、飛散防止処置を講ずること。 3 組合を組織する地方公共団体の区域以外から排出された廃棄物を搬入することはできません。			
上記のとおり許可します。		第 号	
年 月 日			
弘前地区環境整備事務組合管理者 印			

様式第3号 (第6条第2項関係)

廃棄物搬入届

年 月 日

弘前地区環境整備事務組合管理者殿

届出者 住 所
(事業所住所)
氏 名
又は事業所名
代表者氏名
電話番号

廃棄物の種類		<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ (有害ごみ、危険ごみを含む) <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 容器包装類	
排出者	住 所 (事業所住所)		
	氏 名 又は事業所名	電話番号	
使用車両	車 種	登録番号	
搬入場所		<input type="checkbox"/> 弘前地区環境整備センター <input type="checkbox"/> 南部清掃工場	

- 備考 1 当日のみ搬入する場合に使用する届出書です。
 2 搬入の前に届出者の身分証明書等を窓口に掲示して確認を受けてください。また排出者と届出者が異なる場合は、関係を証明するものを提示していただくことがあります。
 3 廃棄物の搬入時、飛散防止処置を講ずること。
 4 組合を組織する地方公共団体の区域以外から排出された廃棄物を搬入することはできません。

※下の欄は記入しないでください。

受付第 号

様式第4号（第7条第1項関係）

処分券

表

(発行年月日)	(発行番号)
処分券処分済票	処分券引受票
切離し無効です	
円	円
弘環組合	弘環組合

裏

--	--

備考

処分券は、10円券、20円券、30円券、40円券、50円券、60円券、70円券、80円券、90円券、100円券、200円券、300円券、400円券、500円券、600円券、700円券、800円券、900円券、1,000円券、2,000円券、3,000円券、4,000円券、5,000円券、6,000円券、7,000円券、8,000円券、9,000円券及び10,000円券の28種類とする。

様式第5号（第7条第3項関係）

廃棄物処分券払戻請求書

年 月 日

弘前地区環境整備事務組合管理者殿

申請者 住 所
 (事業所住所)
 氏 名
 又は事業所名
 代表者氏名
 電話番号

払戻処分券内訳	種 類	枚 数	金 額
	円券	枚	円
払 戻 金 額	円		

(払戻理由)

備考：裏面に払戻しを受けようとする廃棄物処分券をのりではりつけてください。

上記の申請に基づき、審査の結果次のとおり決定してよろしいか。					通知	年	月	日
					決裁	年	月	日
局 長	課 長	課長補佐	係 長	係	起案	年	月	日
決 定 区 分				<input type="checkbox"/> 払戻しする。 <input type="checkbox"/> 払戻ししない。				
決 定 理 由								

様式第6号（第7条の2第1項関係）

廃棄物処分手数料後納申請書

年 月 日

弘前地区環境整備事務組合管理者 殿

住 所
(事業所住所)

申請者 氏 名
事業所名
代表者氏名

弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、処分手数料後納の取扱いを受けたいので、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを添えて申請します。

記

申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

以上

担当者氏名： _____

電話番号： _____

備考

氏名又は代表者氏名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第7号（第7条の3関係）

弘環指令第 号
年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合
管理者

廃棄物処分手数料後納承認通知書

年 月 日付けで申請・依頼のありました処分手数料の後納について、弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則第7条の3の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
承認条件	<ol style="list-style-type: none">1 処分手数料は、1か月分を指定期限内までに指定金融機関等に納付すること。2 上記の指定期限内に正当な理由なく納付しない場合は、後納の承認を取り消すものとする。3 当事務組合において必要が生じたときは、承認条件を変更する場合がある。

担当：弘前地区環境整備事務組合事務局
電話：0172-31-5600

弘環指令第 号
年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合
管理者

廃棄物処分手数料後納不承認通知書

年 月 日付けで申請・依頼のありました処分手数料の後納について、弘前地区環境整備事務組合廃棄物処理施設管理条例施行規則第7条の3の規定に基づき、下記理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

理由

教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

担当：弘前地区環境整備事務組合事務局
電話：0172-31-5600

様式第9号（第7条の4第2項関係）

弘環指令第 号
年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合
管理者

廃棄物処分手数料後納承認取消通知書

年 月 日付け弘環指令第 号をもって承認した処分手数料の後納について、下記理由により取り消すこととしましたので、通知します。

記

理由

教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、弘前地区環境整備事務組合を被告として（訴訟において弘前地区環境整備事務組合を代表する者は管理者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

担当：弘前地区環境整備事務組合事務局
電話：0172-31-5600

様式第10号 (第8条第1項関係)

廃棄物処分手数料減免申請書

年 月 日

弘前地区環境整備事務組合管理者殿

申請者 住 所
(事業所住所)
氏 名
又は事業所名
代表者氏名
電話番号

区 分	一般廃棄物処分手数料	
廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ(有害ごみ、危険ごみを含む) <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 容器包装類	
搬入元住所		
使用車両	車 種	登 録 番 号
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬入場所	弘前地区環境整備センター	
減免申請理由		

上記の申請に基づき、審査の結果次のとおり決定してよろしいか。					通知	年	月	日
					決裁	年	月	日
局長	課長	課長補佐	係長	係	起案	年	月	日
決定区分					<input type="checkbox"/> 許可する。 <input type="checkbox"/> 許可しない。			
決定理由								

様式第11号（第8条第2項関係）

廃棄物処分手数料減免決定通知書

年 月 日

殿

弘前地区環境整備事務組合管理者 印

年 月 日付で申請のあった処分手数料の減免について
次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。	
廃 棄 物 の 種 類	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ（有害ごみ、危険ごみを含む） <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 容器包装類	
搬 入 元 住 所		
使 用 車 両	車 種	登 録 番 号
搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬 入 場 所	弘前地区環境整備センター	
条 件 及 び 指 示 事 項	1 この通知書は、処理施設に廃棄物を搬入するとき必ず提示すること。 2 廃棄物の搬入時、飛散防止処置を講ずること。	
承 認 し な い 理 由		